

災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

災害時における燃料等（軽油、灯油及び重油をいう。以下同じ。）の供給協力に関し、多摩市（以下「甲」という。）とKDD I株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、多摩市地域防災計画に基づき、災害応急対策に必要な燃料等の供給協力を得ることにより、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災拠点施設及び応急対策用給水施設等の燃料等が必要であると認めたときは、乙に対し、燃料等の供給を依頼するものとする。

2 甲は、乙に燃料等の供給を依頼する場合は、燃料等供給協力依頼書（第1号様式）により品目、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日燃料等供給協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、第2項の規定による甲からの燃料等の供給の依頼があったときは、甲の指定する燃料供給場所へ燃料等を納入するものとする。

（燃料供給場所）

第3条 甲の指定する燃料供給場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 多摩市役所
- (2) 多摩市立総合福祉センター
- (3) 多摩市立総合体育館
- (4) 多摩市立健康センター
- (5) 多摩市立武道館
- (6) 多摩市立並木公園内震災対策用応急給水施設
- (7) 多摩市立豊ヶ丘南公園内災害対策用飲料用貯水槽
- (8) 多摩市立瓜生緑地内災害対策用飲料用貯水槽
- (9) 多摩市立多摩中央公園内災害対策用飲料用貯水槽
- (10) 多摩市立連光寺小学校内災害対策用飲料用貯水槽
- (11) その他甲が応急対策を実施するにあたり必要と認め、乙が承認した燃料供給場所

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項により乙が納入した燃料等の代金を負担するものとする。この場合の燃料等の価格は、実費相当額（以下「燃料代金」という。）とする。

（消費税及び地方消費税の算定）

第5条 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額は、燃料代金に対して算出されるものとする。

2 消費税等の額の算定に関して1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとする。

3 消費税等の額は、本協定の締結時に適用されている税率に基づき算定されたものであり、税率の改定その他の事由により算定方法に変更が生じた場合には、消費税等の額は変更されるものとする。

(請求及び支払)

第6条 乙は、燃料等の納入が完了したときは、燃料代金に消費税等を加算して算出される金額(以下「燃料代金等」という。)を、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの燃料代金等の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、燃料代金等の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りでない。

(災害補償)

第7条 甲は、甲の協力依頼に基づいて第2条第3項に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への参加)

第8条 乙は、多摩市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本協定の有効期間中はもとより本協定の終了後といえども、本協定の履行にあたり知り得た相手方の秘密情報について、これを第三者に漏洩せず、本協定の履行以外の目的に使用してはならないものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、平成20年10月1日から平成25年9月30日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第11条 本協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年10月1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
東京都多摩市
代表者 市長 渡辺 幸子

乙 東京都多摩市南野3丁目13番
KDDI株式会社
代表者 多摩テクニカルセンター長 米村 孝志

第1号様式（第2条関係）

多 第 号
平成 年 月 日

KDDI株式会社
多摩テクニカルセンター長 殿

多摩市長 渡 辺 幸 子

燃 料 等 供 給 協 力 依 頼 書

「災害時における燃料等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に必要な燃料等の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

納入品目・数量	品 目 名	数 量
	軽 油	リットル
	灯 油	リットル
	重 油	リットル
納入日時	平成 年 月 日 時	
	平成 年 月 日 時	
納入場所		
その他		

※連絡先： 部 課 担当 電話